

徳島ガラススタジオのあり方検討会議設置要綱

(設置)

第1条 徳島ガラススタジオ条例の規定により設置された徳島ガラススタジオのあり方について、有識者による検討を行うため、徳島ガラススタジオのあり方検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について専門的見地から検討し、意見を述べる。

- (1) 徳島ガラススタジオのあり方に関する必要な事項。
- (2) その他検討会議において必要と認める事項。

(組織)

第3条 検討会議は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、本要綱の施行日からその任務が達成されたときまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 検討会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 4 会長は、検討会議を代表し、会務を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、必要に応じて検討会議を招集し、会長がその議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明又は意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 検討会議の運営に関する事務は、文化スポーツ振興課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月24日から施行する。